

長門市次世代育成支援行動計画

みすゞのこころ^{ゆめ}未来プラン

平成17年3月

山口県長門市

(平成18年11月改正)

(平成19年11月改正)

も く じ



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
第2章 本市における子育ての現況	5
1 本市の現況と将来推計	6
(1) 総人口などの現況	
2 少子化の現状と動向	7
(1) 出生の動向	
(2) 女性の就業率等	
(3) 婚姻の動向	
(4) 離婚の動向	
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本的な視点	11
(1) 子どもが幸せに健やかに育つために	
(2) 親がゆとりを持って安心して子育てできるために	
(3) 地域が温かく子育て、子育てをささえるために	
2 基本理念 「子どもの笑顔と成長が市民の心をつなぐまち」	13
3 基本目標	14
健やかに産み育てる環境づくり	
子育て家庭を支援する仕組みづくり	
次代を担う子どもの自立を育む人づくり	
子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	
行動計画目標体系図	15
第4章 計画の内容	16
基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり	17
基本施策1 安全な妊娠・出産への支援	
基本施策2 育児不安の軽減と虐待予防への支援	



基本施策3 子どもと母親への健康支援

基本施策4 小児医療の充実

基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり…………… 30

基本施策1 経済的支援の取り組み

基本施策2 地域における子育て支援

子育て支援のネットワークづくり
地域における子育てサービスの充実

基本施策3 仕事と家庭生活の充実

多様な働き方の実現
働き方の見直し

基本施策4 多様なニーズに即応した保育サービスの充実

増大する保育ニーズへの対応
多様な保育ニーズへの対応
保育サービスの質の向上

基本施策5 特別な援助を要する家庭への支援

ひとり親家庭への支援
障害・発達に遅れのある子どもへの支援

基本目標3 次代を担う子どもの自立を育む人づくり…………… 50

基本施策1 子どもの権利を尊重する取り組み

基本施策2 子どもを見守る地域の連携

基本施策3 子どもに関する相談・支援体制の充実

基本施策4 多様な体験機会の拡大

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり…………… 57

基本施策1 快適な生活空間の整備

基本施策2 子どもの安心・安全の確保

次世代行動計画事業等目標数値総括表 …………… 62

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 計画の策定体制



1 計画策定の背景

人口の少子・高齢化が大きな社会問題になっていますが、これまで、少子化の主な要因といわれてきた晩婚化に加え、夫婦間に生まれる子どもの数が少なくなる新たな現象（夫婦の出生力そのものの低下）が指摘され、このままでは少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、社会・経済全体に極めて深刻な影響を与えられることから、国は平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」(1)を制定し、国と地方公共団体に少子化対策への更なる取り組み、企業に対してもその中で協力を要請しています。

これまで、長門市では「長門市子育て推進計画」(2)(平成14年3月策定)に基づき、保育所を中心とした子育て環境の整備や子どもの健全育成に努めてきました。また、「健康やまぐち21」(3)(平成12年3月策定)に基づき、1市3町それぞれに母子保健計画を策定し、母親と乳幼児の健康の保持増進を目指すとともに、親と子が健やかに暮らす地域づくりに取り組んできました。

しかしながら、経済の低迷、一人ひとりの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの変容などにより、平成15年の合計特殊出生率は1.29という極めて深刻な数値が発表されました。また、子育てに対する親の不安感が高まっており、次代を担う子どもと子育て家庭に対する、もう一步踏み込んだ対策を進める必要があります。

このような状況から、国の動向や山口県の行動計画を踏まえて、次代を担う子どもと子育て家庭を総合的に支援するための「長門市次世代育成支援行動計画 - みすゞのこころ^{ゆめ}未来プラン - 」を策定しました。

1 次世代育成支援対策推進法

平成15年7月に制定された、次世代育成支援対策に関する基本理念や関係者（国、地方公共団体・事業者及び国民）の責務等について定めた法律

2 長門市子育て推進計画

本市が平成14年3月に策定した、就労と育児の両立支援と子育て家庭の支援を推進するた

めの具体的な施策方針を示した行動計画

3 健康やまぐち21

平成12年3月に山口県が策定した、21世紀の本格的な少子・高齢化を展望した「ノーマライゼーション」「自立と支援」「生活の質」の3つを理念とする今後の山口県健康福祉を推進していくための基本指針

2 計画の性格

本市の次世代育成支援対策の実施にあたっては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家族や地域において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てを社会全体で支える取り組みを通し、ご近所づきあいが深まるように配慮します。

これらを踏まえ、本計画に掲げ達成しようとする目標、内容及びその時期などを可能な限り定量的に示します。

3 計画の期間

この計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、平成17年度から平成21年度の5年間の第1期目の計画とします。

なお、社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直すとともに、平成21年中に第2期目（平成22年度から平成26年度までの5年間）の計画の策定を行います。

4 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

5 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市・町の関係職員で構成する「次世代育成計画策定幹事会・作業部会」を設置し、計画の策定検討にあたりました。

また、計画策定に先立ち、地域住民の子育て支援に関する生活の実態や意見、要望を把握するため、市・町在住の就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者2,997人を対象に、次世代育成支援に関するアンケート調査(以下「ニーズ調査」という)を行い、2,642人の方からご協力をいただきました。

第2章 本市における子育ての現況

- 1 本市の現況と将来推計
- 2 少子化の現状と動向



1 本市の現況と将来推計

(1) 総人口などの現況

市の人口は、昭和30年をピークにして減少を続けており、今後もこの傾向は一層進行し、平成27年には32,977人になると推計されます。

【図2-1 総人口の推移】

単位:人、世帯

区 分	昭和30年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成27年
総人口	66,112	50,892	47,656	43,473	32,977
世帯数	12,923	14,614	14,924	15,628	11,372
1世帯あたりの人員	5.12	3.48	3.19	2.78	2.90
県人口	1,609,839	1,587,079	1,572,616	1,527,964	
県世帯数	335,480	498,627	536,936	583,725	
1世帯あたりの人員 (県)	4.66	3.18	2.93	2.62	

(資料:国勢調査報告。ただし平成27年は新市建設計画による)

また、年齢別(3区分)で見ると、年少人口は(0~14歳)は、平成2年には8,298人と総人口の17.4%でしたが、平成12年には5,524人と総人口の12.7%まで減少しています。

一方、65歳以上の老年人口は、平成2年には9,505人と総人口の20.0%でしたが、平成12年には12,263人と総人口の28.2%まで増加しており、長門市の少子高齢化は急速に進展しています。

【図2 2 年齢(3区分)別人口の推移】

単位:人、%

区 分	昭和30年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成27年
年少人口(0~14歳)	22,800	10,504	8,298	5,524	3,406
割合	34.5	20.6	17.4	12.7	10.3
生産年齢人口(15~64歳)	38,902	32,999	29,853	25,686	16,137
割合	58.9	64.8	62.6	59.1	48.9
老年人口(65歳以上)	4,410	7,389	9,505	12,263	13,434
割合	6.6	14.5	20	28.2	40.8

(資料:国勢調査報告。ただし平成27年は新市建設計画による)

2 少子化の現状と動向

(1) 出生の動向

人口減少に比例して出生数も減少しており、平成14年には、264人と昭和57年の46%程度となっています。

【図2 3 出生数の動向】

出生数	昭和57年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
全 国	1,515,392	1,346,658	1,208,989	1,191,665	1,153,855
山 口 県	18,780	15,993	13,512	13,226	12,578
長 門 市	332	243	211	202	186
三 隅 町	66	68	46	34	28
日 置 町	61	54	30	33	25
油 谷 町	104	78	41	42	25
新 市 計	563	443	328	311	264

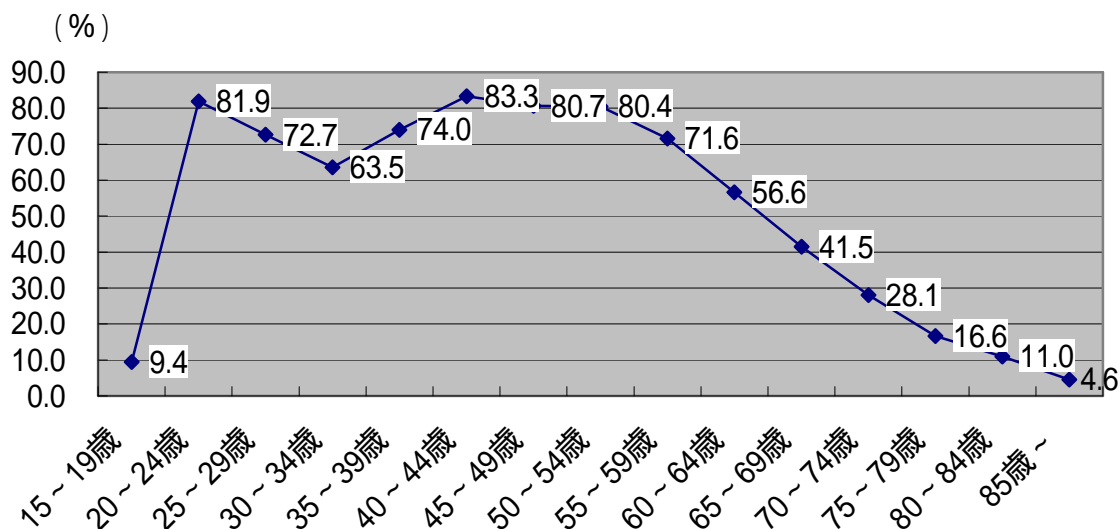
(資料:人口動態統計)

(2) 女性の就業率等

女性の年齢別労働力人口比率を見ると、「20歳代前半」と「40歳代」が2つのピークであり、いわゆるM字型カーブを描いています。

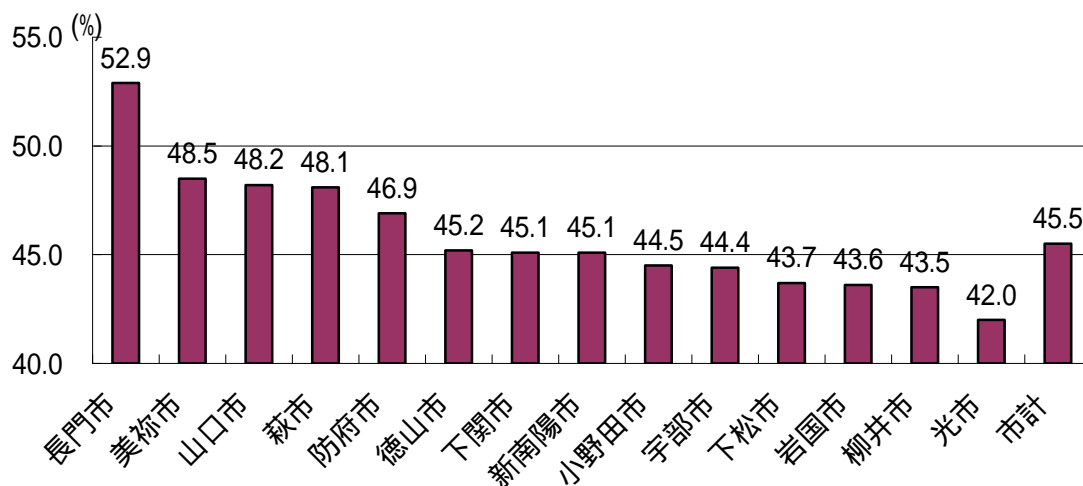
また、本市の女性の就業率は、県内でも群を抜いて高く、晩婚化とともに、子育てをしながら働く女性の割合が高いことがうかがえます。

【図2 - 4 女性の年齢別労働力人口比率】



(資料：平成12年国勢調査報告)

【図2 5 県内市部の女性就業率】



(資料：平成12年国勢調査報告)

(3) 婚姻の動向

婚姻件数についても出生と同様に昭和57年281件から平成14年は137件で半分以下となっています。

【図2 6 婚姻件数の動向】

婚姻件数	昭和57年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
全 国	781,252	696,173	754,441	775,651	757,331
山 口 県	9,566	7,499	7,877	8,181	7,503
長 門 市	151	118	109	107	88
三 隅 町	49	28	26	18	21
日 置 町	17	17	16	21	7
油 谷 町	64	30	33	31	21
新 市 計	281	193	184	177	137

(資料：人口動態統計)

(4) 離婚の動向

離婚件数は昭和57年49件から平成14年は76件で約150%となっており、婚姻の件数の減少傾向から考えるとかなりの比率となっています。

【図2 7 離婚件数の動向】

離婚件数	昭和57年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
全 国	163,980	158,227	179,191	222,635	289,836
山 口 県	2,329	1,996	2,189	2,570	3,314
長 門 市	28	28	20	49	46
三 隅 町	5	3	4	7	11
日 置 町	5	2	3	4	8
油 谷 町	11	12	3	12	11
新 市 計	49	45	30	72	76

山口県は全国的にも婚姻率が2002年度の統計において47都道府県中45位と低い上に離婚率は25位で少子化を招きやすい状況にあります。客観的にみて、抜本的な対策なくしては、少子化に歯止めをかけるのは困難な状況だといえます。

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的な視点
- 2 基本理念
- 3 基本目標



1 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、以下に示す3つの方向性を大切にし、基本的な視点とします。

基本的な視点(1) 子どもが幸せに健やかに育つために

基本的な視点(2) 親がゆとりを持って安心して子育てできるために

基本的な視点(3) 地域が温かく子育て、子育てをささえるために

(1) 子どもが幸せに健やかに育つために

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

次代の親づくりという視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視野に立った子どもの健全育成のための施策の実現に努めます。

(2) 親がゆとりを持って安心して子育てできるために

サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、個々の家庭の特性を踏まえることも必要となっています。このような多様な個々のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った施策の実現に努めます。

すべての子どもの家庭への支援の視点

仕事と子育ての両立支援から、子育ての孤立化などの問題も踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点から施策の実現に努めます。

サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス量の適切な確保とともに、サービスの質の確保・向上が重要です。このために、サービスの質を評価し、向上していくという視点に立ち、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの施策の実現に努めます。

(3) 地域が温かく子育て、子育てをささえるために

社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。すべての子どもが社会を構成する重要な一員として、心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体で協力して取り組むべき視点から、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力により、協働による施策の実現に努めます。

2 基本理念

長門市の次世代育成支援対策の目指す方向性として、次の基本理念を定めました。

子どもの笑顔と成長が市民の心をつなぐまち

急速な少子高齢化が進行する中で、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変わってきた今日、改めて地域の人と人がふれあい支え合うことが求められています。

子どもたちがこころ豊かで健やかに育つことは、次代の担い手を育成する営みであることを深く認識し、そのためにも社会全体で子どもたちと子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

本市では、地域の人々の温かい絆で子どもたちが生まれ、子どもたちの笑顔の輝きが、すべての市民の心をつなぐまちづくりを目指します。

3 基本目標

本計画の基本理念「子どもの笑顔と成長が市民の心をつなぐまち」の実現に向けて、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります

健やかに産み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長を願い、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

さらに、母子保健医療の充実を図り、思春期保健対策や育児不安・育児困難に対する早期対応を充実し、児童虐待の発生予防への取り組みを推進します。

子育て家庭を支援する仕組みづくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることにより、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

また、就労と子育ての両立支援についても一層の推進を図ります。

さらに、子育て家庭に関係する地域の仕組みづくりを進めます。

次代を担う子どもの自立を育む人づくり

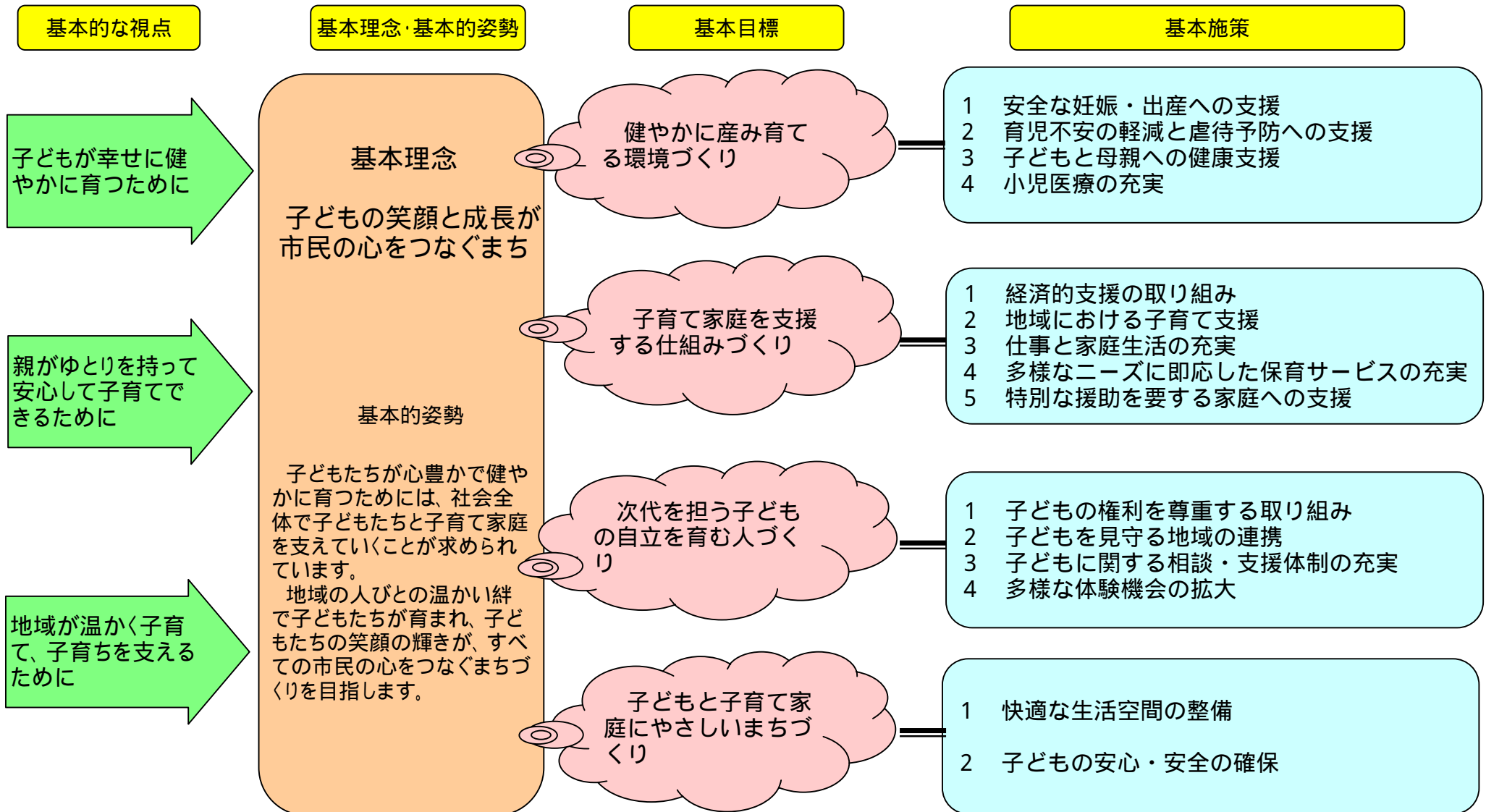
子どもが自己を育て、調和の取れた人間として総合的に成長するため、幼児教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携し、それぞれの持っている教育力の活性化を図ります。

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実に努めるとともに、交通安全対策や犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。

長門市次世代育成支援行動計画 ～みすゞのこころ未来プラン～

行動計画目標体系図



第4章 計画の内容(基本施策と個別事業)

- 基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり
- 基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり
- 基本目標3 次代を担う子どもの自立を育む人づくり
- 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり



基本目標 1 健やかに生み育てる環境づくり

基本施策 安全な妊娠・出産への支援

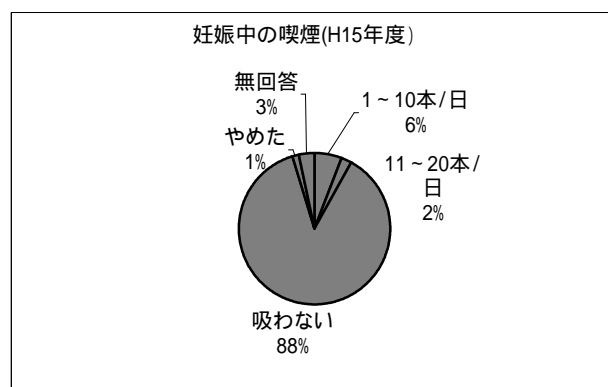
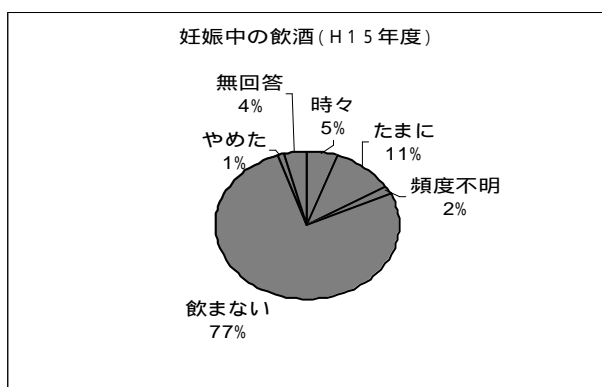
妊娠・出産は、心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすいものです。

このため、安全で快適な出産に向けた「健康管理の支援」をはじめ、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る「こころのケア」、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備として「育児について学ぶ場」の確保が重要になります。

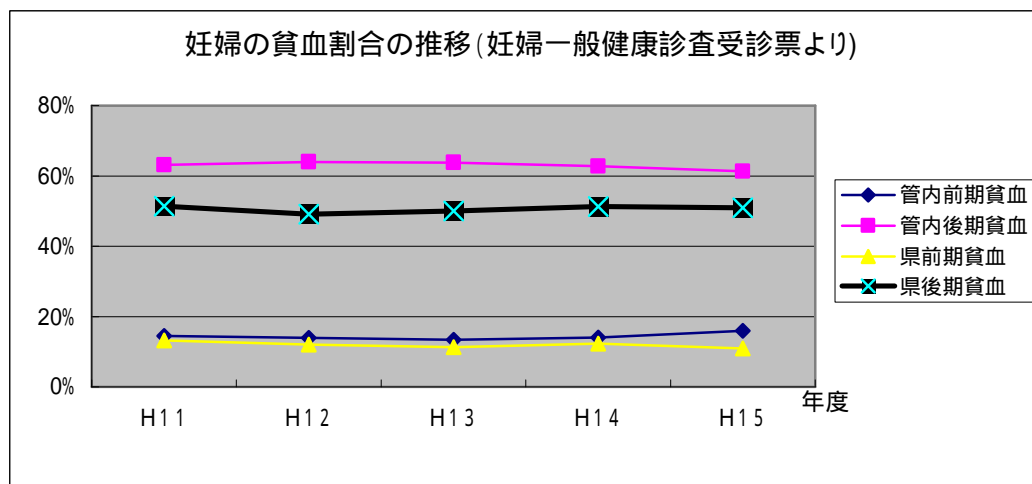
また、医療等の進歩により、高い母子保健医療水準を維持していますが、より一層安全な妊娠・出産を支援するためには、流・早産や低出生体重児出産（ ）の危険因子となる飲酒や喫煙への対策が必要です。

妊娠届時のアンケートにおいても飲酒や喫煙をする妊婦がいる現状があり、貧血については一般健康診査において、妊娠前期から後期にかけて貧血割合が増え、いずれも県平均より高い状況が続いています。

【図 4-1-1 妊娠中の飲酒・喫煙の状況】



【図 4-1-2 妊婦の貧血割合の推移】



一方、全国では、約 10 組に 1 組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれています。不妊治療は心身の負担に加え、経済的負担は医療保険適用のものだけでなく、適用外であればより大きなものとなります。

こうした状況を踏まえ、妊婦一般健康診査や妊婦学級などの健康教育、妊産婦・女性の健康相談、不妊治療中の夫婦の精神的・経済的な支援体制等を一層充実させることにより、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備します。

低出生体重児

以前は未熟児と呼んでいた出生体重 2,500 g 未満の子供たちを今は低出生体重児といいます。中でも 1,500 g 未満の子を極低出生体重児、1,000 g 未満の子を超低出生体重児と呼びます。

施策・事業

妊婦一般健康診査

妊娠中の異常の早期発見及び順調な妊娠経過を把握するため、妊娠前期・妊娠後期の 2 回、医療機関での受診票を交付しています。

【受診率】

平成 15 年度：妊娠前期 93.3% 妊娠後期 87.4% 平成 21 年度：100% に近づける

【貧血の割合】

平成 15 年度：妊娠前期 13.1% 妊娠後期 57.9% 平成 21 年度：減らす

妊婦学級

妊娠・出産・育児についての知識・技術の習得とお互いの交流を目的としています。

【初妊婦の受講率】 平成15年度：52.1% 平成21年度：増やす

【妊婦の飲酒率】 平成15年度：18.0% 平成21年度：0に近づける

【妊婦の喫煙率】 平成15年度：8.1% 平成21年度：0に近づける

一般及び特定不妊治療費助成事業

平成16年度より、不妊治療の夫婦を対象に通算2年として、医療保険適用のものについては1年度あたり3万円以内（一般不妊治療・単県制度）、医療保険適用外の体外受精・顕微受精については1年度あたり10万円以内（特定不妊治療・国庫補助事業）の助成を行います。

食生活改善推進協議会の活動

妊娠時から望ましい食習慣をつけることで、貧血予防や生活習慣病の予防、子どもの正しい食習慣も含め「食育」()を推進します。

食育

：子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力【食事の自己管理能力】を育てようとするもの。

基本施策 育児不安の軽減と虐待予防への支援

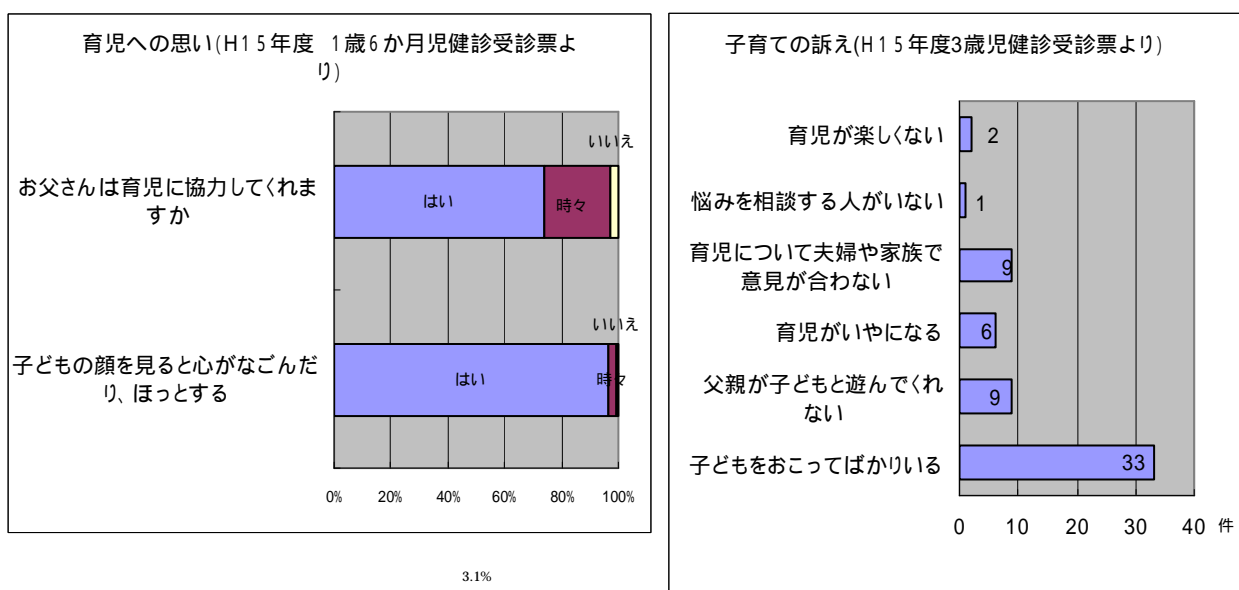
近年、少子化や核家族化の増加により地域における連帯感の希薄化や育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、独りで様々な不安を抱え、悩み続けているといわれます。

さらに、育児に加え、生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。育児に関するアンケートとして1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に保護者に育児への思いを聞いた結果、

父親の育児協力の不十分さや育児の大変さを訴える母親が多いことがわかりました。

愛情ある良好な親子関係を育み、子供の健全な発育・発達を促すためにも、早期からの家庭訪問や地域の支援体制を整えることで育児不安を軽減し、児童虐待予防に努めます。

【図 4-1-3 育児環境について】



施策・事業

訪問指導

妊婦、乳児、幼児健診等の結果、観察や指導が必要なハイリスク者や第1子出生児に対し正しい知識の普及と異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るために保健師による家庭訪問指導を行います。

【第1子訪問実施率】 平成15年度：75% 平成21年度：増やす

育児支援家庭訪問

妊娠期から出産後間もない時期及び養育が困難な家庭に対して、専門職により育児・家事援助や技術指導などきめ細かな養育者への支援や養育環境の改善への取り組みの早期実施に向けて検討していきます。

育児学級・育児相談

親自身が子どもの発達過程を理解し、情報交換することで育児方法を確認したり、子どもの成長、発達を気軽にチェックする場として、毎月定期的に相談の場を持ちます。

母子保健推進協議会の活動

地域の身近な相談者として母子保健推進員を依頼し、家庭訪問活動や集う場として「親子の輪づくり」活動を通して支援体制を整えていきます。

【訪問活動件数】 平成15年度：7,270件

【グループ活動回数】 平成15年度：32回

基本施策 子どもと母親への健康支援

近年の、社会環境や生活様式の変化により、食習慣などの子どもの生活リズムが乱れ、学童期の肥満や若い女性のやせすぎ等の問題が大きく取り上げられています。

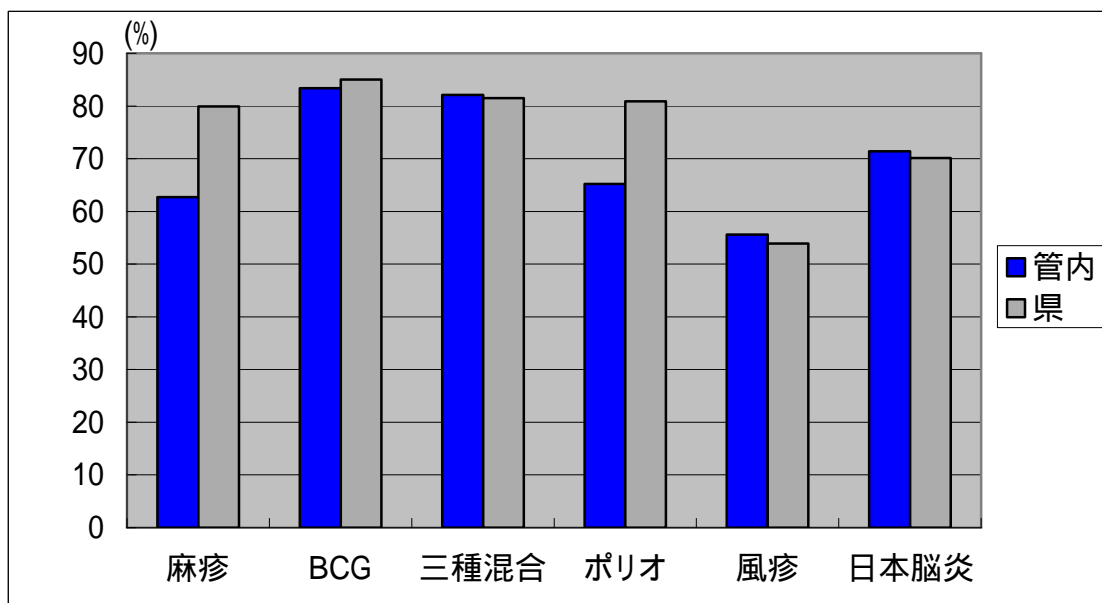
乳幼児期の食生活や生活リズムは、心身の発育・発達や健康状態に大きな影響をあたえるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基礎になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

とくに、乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも必要です。

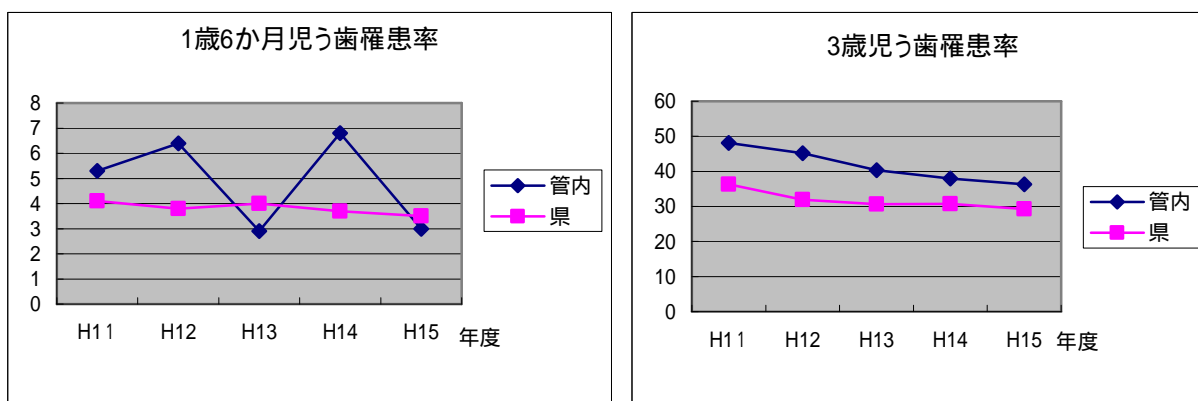
子どもが健やかに成長するためには、こころの健康づくりに加え、「疾病予防」「生涯にわたる健康的な生活習慣の確立」「親の健康づくり」などへの支援が必要です。

予防接種率を見ると、県平均よりも低い傾向にあります。また幼児のう歯罹患率を見ると、県平均よりも高い傾向にあります。

【図 4-1-4 予防接種率(H15)】



【図 4-1-5 う歯罹患率】



このため、疾病予防対策として従来から実施している予防接種を推進するとともに、疾病予防に関する普及啓発を図ります。

また乳幼児期からはじめる生活習慣病の予防対策として、生活リズムの確立への支援や、生涯を通じた歯科保健対策などを進めるとともに、望ましい食習慣や心身の健全育成を図るため、食育を推進します。

施策・事業

乳幼児一般健康診査

3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を保健センターおよび医療機関で実施し疾病や障害の早期発見および乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに親の育児不安の軽減を図ります。

【受診率】

3か月児	平成15年度：97、4%	平成21年度：100%に近づける
7か月児	平成15年度：96、8%	平成21年度：100%に近づける
1歳6か月児	平成15年度：95、7%	平成21年度：100%に近づける
3歳児	平成15年度：96、8%	平成21年度：100%に近づける

【子どもの顔を見るとほっと心がなごむ親の割合】

平成15年度：95、8%	平成21年度：100%に近づける
--------------	------------------

【育児に参加する父親の割合】

平成15年度：72、3%	平成21年度：増やす
--------------	------------

予防接種

ジフテリア（1）、百日咳（2）、破傷風（3）、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん（4）、風しん、結核、日本脳炎の発生及びまん延を防止するため、おもに乳幼児を対象として定期予防接種を実施します。あらゆる場で期間内での啓発と早期接種を勧奨を行います。

【接種率】

- ・麻しん 1歳6か月までの接種率

平成15年度：84、1%	平成21年度：90%
--------------	------------
- ・BCG 1歳までの接種率

平成15年度：89、8%	平成21年度：95%
--------------	------------
- ・三種混合（5） 1歳半までの接種率

平成15年度：90、3%	平成21年度：増やす
--------------	------------
- ・ポリオ 平成15年度：65、2% 平成21年度：増やす

- ・風しん 平成15年度：55、6% 平成21年度：増やす
- ・日本脳炎 平成15年度：71、4% 平成21年度：増やす

1 ジフテリア

ジフテリア菌の感染によって起こる、主として呼吸器の粘膜が冒される伝染病。菌の繁殖部位により、咽頭(いんとう)ジフテリア・喉頭(こうとう)ジフテリア・鼻ジフテリアなどの病型があります。心筋や末梢(まつしょう)神経が冒されることもある法定伝染病のひとつ。小児がかかりやすいが、予防接種の普及で減少。

2 百日咳

百日咳菌によって起こる小児の呼吸器系の伝染病。届け出伝染病のひとつ。発症の一～二週間は風邪に似た咳をし、続く二～六週間は痙攣(けいれん)性の激しい咳の発作が繰り返す起こるが、発作のないときは健康時と変わらない。さらに二～三週間、軽い発作がみられるが、しだいに消失します。予防接種が有効。

3 破傷風

けがをした部位から破傷風菌が入って、感染をおこします。主な症状は、けいれんです。

4 麻しん

麻しんウィルスの飛沫感染によっておこる病気です。発熱、せき、鼻汁、めやに、発しんを主症状とします。はしかとも呼ばれます。

5 3種混合

3種混合ワクチンの3種とは、破傷風・ジフテリア・百日咳をさしています。
(2種混合の場合は、破傷風とジフテリアのふたつです)

育児学級

生後3～4か月児、及び生後5～6か月児の親を対象に離乳食を与えるときに必要な知識の普及により、子供の発育発達を促すとともに、正しい食生活の基礎づくりを図り、育児不安の軽減を図るために保健センターで行います。

【実施回数】

平成15年度：28回 451人 平成21年度：受講人数を増やす

幼児歯科健康診査

う歯の早期発見および正しい歯科保健知識の普及を目的として、1歳6か月児、3歳児健康診査と併せて実施します。

【受診率】

1歳6か月児 平成15年度：95.7% 平成21年度：100%に近づける
 3歳児 平成15年度：97.2% 平成21年度：100%に近づける

むし歯予防教室

正しい歯科保健知識の普及を目的として、市内の保育園児・幼稚園児の親子を対象に各園で、また、1～2歳児の親を対象に保健センターで実施します。

【実施回数】平成15年度：6回 平成21年度：増やす

1歳6か月児、3歳児のむし歯罹患率

1歳6か月児：市3.0%、県3.5%

3歳児：市36.3%、県29.3%

学校保健との連携

生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児、児童、生徒及びその親に対して、子どもの生活リズムや食生活、歯の健康に関する啓発を推進します。

【学校保健委員会等への出席回数】

平成15年度：10回 平成21年度：増やす

【小学生の肥満の割合(ローレル指数()160以上)】

男子 平成15年度：10.1% 平成21年度：減らす

女子 平成15年度：5.4% 平成21年度：減らす

【中学生の肥満の割合(ローレル指数160以上)】

男子 平成15年度：6.0% 平成21年度：減らす

女子 平成15年度：8.0% 平成21年度：減らす

ローレル指数

児童・生徒の栄養状態の判定に用いられる指数。体重(グラム)を身長(センチ)の3乗で割り、10の7乗を掛けた数。一般的に100未満=やせすぎ、100以上115未満=やせている、115以上145未満=ふつう、145以上160未満=太っている、160以上=太りすぎとされています。

母子保健推進協議会の活動

98人の推進員が、育児不安解消のための声かけ運動・むし歯予防の推進・予防接種の勧奨を目標に地区の訪問や輪づくり活動をしていきます。

【訪問相談件数】平成15年度：7,270件

【グループ活動回数】平成15年度：32回

食生活改善推進協議会の活動

146人の推進員が、幼児からの良い食習慣と年齢にあった運動習慣をつけることなどを目標に食の実践を通して妊婦、乳幼児、児童生徒を対象に地区活動を行います。

【幼児健診でのおやつ食事指導回数】平成15年度：23回

【若い世代への食生活アドバイス事業】平成15年度：14回

【学校保健委員会等での活動回数】平成15年度：5回

【地区伝達活動】平成15年度：37回

【母と子の料理教室】平成15年度：2回

8020歯っぴいママ歯科検診

1歳6か月児の保護者を対象に、歯周疾患の早期発見と予防を図るため、歯科検診とブラッシング指導を実施しています。

【受診者数】平成15年度：145人 平成21年度：継続

乳がん検診

40歳以上の女性を対象に、乳がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、乳がん検診を実施します。

平成15年度までは30歳以上の女性が対象で、視触診のみの検診を実施していましたが、平成16年度からは、山口県老人保健健康診査実施要領の改正により、40歳以上の女性が対象とされ、視触診とマンモグラフィー（ ）検査併用の検診が導入されました。

【受診率】平成15年度：6.7% 平成21年度：増やす（平成16年度：12.1%）

マンモグラフィー

マンモグラフィーは、乳がんを診断する方法のひとつで、乳腺・乳房専用のレントゲン撮影です。マンモグラフィ検診は、このマンモグラフィーを使った乳がん検診のことです。

子宮がん検診

20歳以上の女性を対象に、子宮がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、子宮がん検診を実施します。

平成16年度までは、30歳以上の女性を対象でしたが、平成17年度からは山口県老人保健健康診査実施要領の改正により、20歳以上の女性を対象となります。

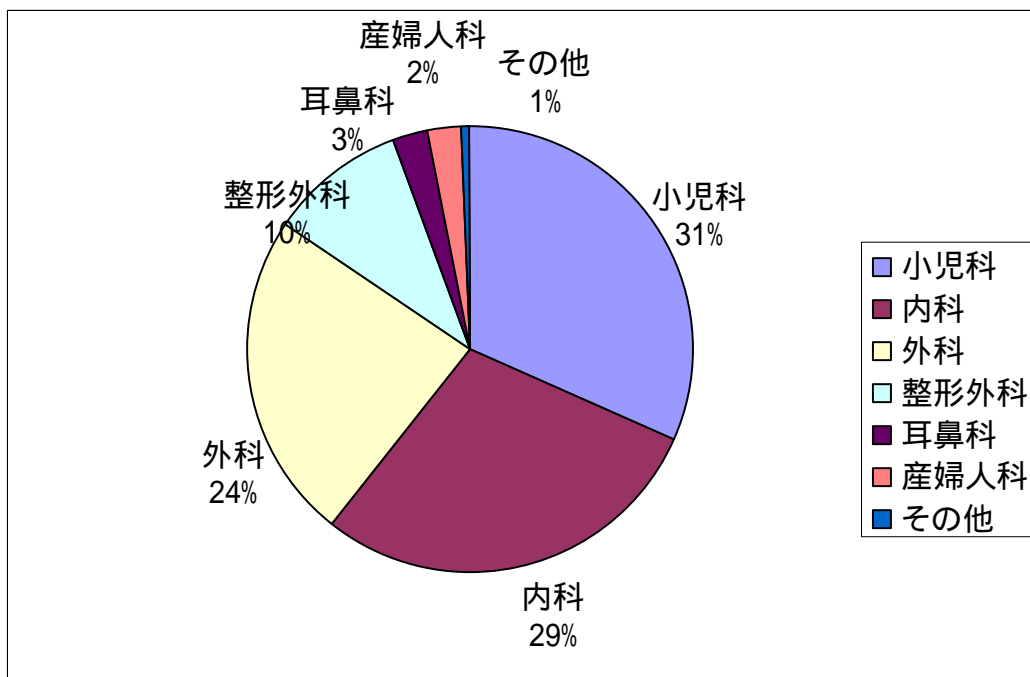
【受診率】平成15年度：14.2% 平成21年度：増やす
 （平成16年度：13.6%）

骨粗鬆症検診

30歳以上の女性を対象に、骨粗鬆症の早期発見・早期治療により、高齢期の要介護状態に陥る人を減少させるため、骨粗鬆症検診を実施します。併せて、「若い世代からの骨づくり」を目指して、個人の生活習慣を見直し、生活習慣の改善を図ります。

【受診率】平成15年度：737人 平成21年度：増やす

【図4-1-6 救急患者の科別受診状況（H15病院郡輪番制）】



基本施策 小児医療の充実

少子化が進行するなかで、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題となっています。

小児医療ではかかりつけ(小児科)医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

現在、救急医療対策として在宅当番医制（ 1 ）と病院郡輪番制（ 2 ）において、休日および休日夜間における医療については、受け入れ体制を確保していますが、小児救急医療については、24時間・365日の対応が求められていることから、平日夜間の重症患者を受け入れる医療体制整備が課題となっています。

また、心身の障害が疑われる子どもの発達を支援するためには、保健センター、児童相談所、医療機関、療育施設、福祉事務所などの関係機関が連携を密にし、障害の早期発見・診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備も不可欠となってきます。

子育てしやすい環境を整備するために、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるように小児医療体制の推進を図ります。

1 在宅当番医制

休日及び夜間における応急処置的な医療と、入院を必要としない軽症患者等に対応するため、休日夜間急病診療所とともに、診療所が輪番で診療を行うことをいいます。

2 病院郡輪番制

休日及び夜間における入院加療を要する中等症、重症の救急患者の医療を確保するため、病院及び有床診療所が輪番で診療を行うことをいいます。

施策・事業

救急医療対策事業

休日昼間および休日夜間において、長門圏内医療機関で当番日を決めて実施する在宅当番医制(一次救急医療体制)と、圏内3病院で実施する病院郡輪番制(二次救急医療体制)で対応しています。

小児初期診療研修支援事業

地域の小児科医、内科医を対象として、小児救急医療および児童虐待に関する研修の実施を長門市医師会に委託実施することにより、小児救急医療体制の強化及び質の向上を図ります。

小児救急医療拠点病院運営事業

休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療の確保を目的として、済生会下関総合病院を拠点病院として整備されました。

基本目標 2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

1 経済的支援の取り組み

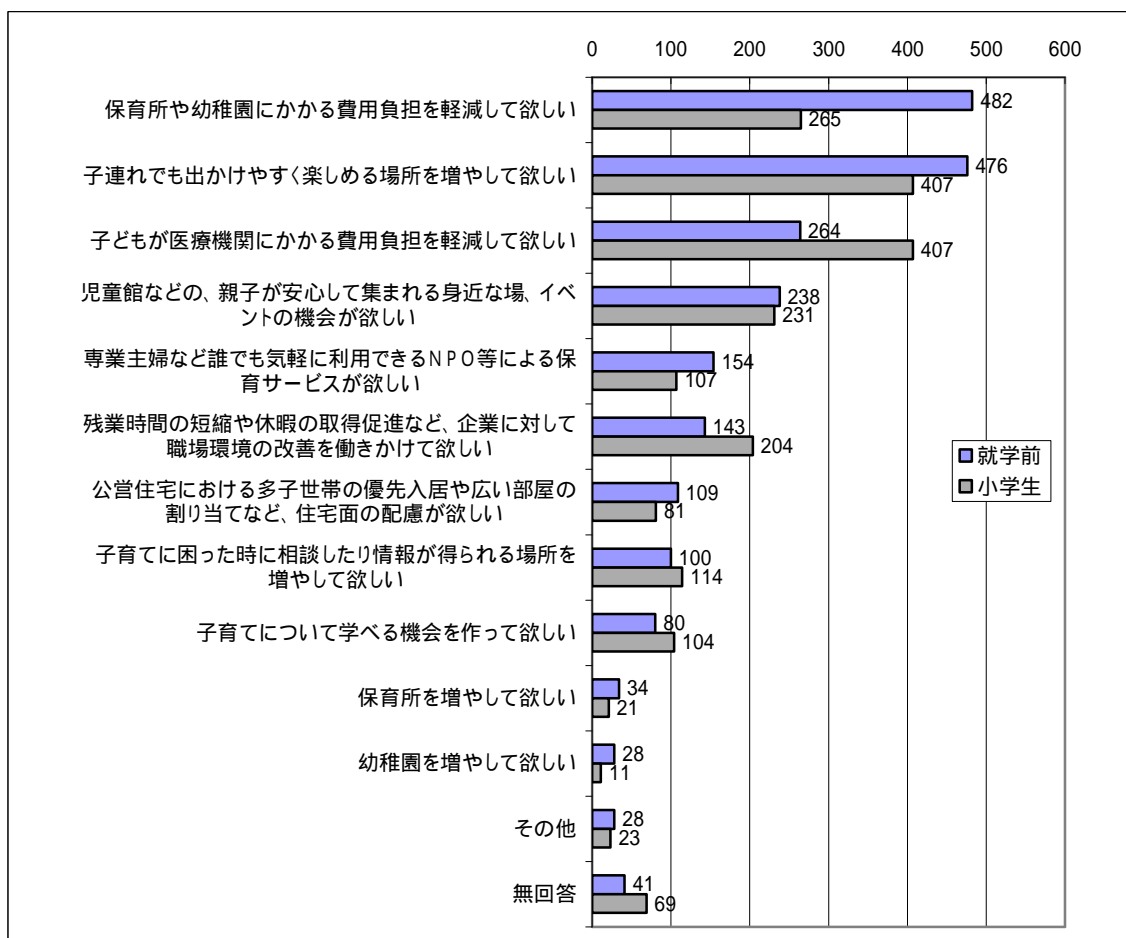
計画策定にあたって行った調査でも、「子育て支援環境の充実には、どのような支援策が望ましいか」という問いに対して、「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」という回答が最も多く、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

長門市では、子育て家庭への経済的支援のため、児童手当、乳幼児医療費の助成、保育園保育料の軽減、幼稚園等の私学助成、チャイルドシート購入助成をはじめ各種の制度を実施しています。

今後とも、子育て費用を幅広く社会全体で負担していくための社会保障制度の充実について、国や県に制度の改善を要望していくとともに、独自の制度や上乘せ策の拡充について検討します。



【図 4-2-1 子育て支援環境の充実には、どのような支援策が望ましいか(回答数 1,512)】



【図 4-2-2 子育てに関して不安や負担などを感じるか】

	就学前	小学生
非常に不安や負担を感じる	75	90
なんとなく不安や負担を感じる	424	401
あまり不安や負担などは感じない	306	368
全く感じない	36	46
どちらともいえない	138	175
無回答	80	101
計	1,059	1,181

施策・事業

児童手当 地域福祉課

小学校第3学年終了前までの児童を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給します。

平成15年度支給実績 1,516人 106,840千円

* 所得制限による受給権が無い者 30人程度>

所得制限の廃止を検討します。

保育園保育料の軽減 地域福祉課

国の保育料徴収基準から大幅に低額に設定しており、合併により旧市町の最も低い額を適用したため、県下の市で最も低い保育料となっています。

財政状況を考慮しながら、適正な保育料について検討します。

国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望します。

平成15年度 保育料徴収額の国基準との比較

徴収総額 150,246千円 国基準額 213,706千円

国基準額対比 70.3%

(参考資料) 平成16年度保育料額表

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 額 (月 額)	
	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円	0	0
Ba	市民税非課税世帯(A,E階層を除く)	母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	0	0
B		B階層を除いた世帯	(4,000)	(2,500)
Ca	均等割のみの額がある世帯	母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	8,000	5,000
C	市民税課税世帯(A,E階層を除く)	C階層を除いた世帯	(8,000)	(6,500)
Da	所得割の額がある世帯	母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	16,000	13,000
D		D階層を除いた世帯	(8,500)	(7,000)
E1		10,000円未満	17,000	14,000
E2		10,000円以上 20,000円未満	(13,000)	(11,000)
E3		20,000円以上 64,000円未満	26,000	22,000
E4		64,000円以上 90,000円未満	(14,000)	(12,000)
E5		90,000円以上 120,000円未満	(19,500)	(17,000)
E6		120,000円以上 160,000円未満	39,000	34,000
E7		160,000円以上 270,000円未満	(22,500)	(17,000)
E8		270,000円以上 408,000円未満	44,500	34,000
E9		408,000円以上	(25,500)	(17,000)
			63,000	34,000

備考 1 年齢は入所月初日の満年齢による。
 2 同一世帯から2人以上入所している場合は、以下のとおりとする〔上記表中の()内の金額とする〕。
 (1) BからE3の階層に属する世帯においては、もっとも保育料の低い児童以外のうち低い方を50%軽減、それ以外を無料とする。
 (2) E4からE9の階層に属する世帯においては、もっとも保育料の高い児童以外のうち高い方を50%軽減、それ以外を無料とする。
 3 保育料の算定における所得税は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除を適用せずに計算したものとします。

(参考資料)

平成15年度保育料徴収基準額表をもとにした、保育料額徴収基準額表(案)

(国徴収基準額表の改定及び保育単価額改定があった場合統一したものの変更があるものとする)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 額 (月 額)	
	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	
第2階層	市町村市民税非課税世帯	8,000	5,000	
第3階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村市民税の区分が次の区分に該当する世帯	(0)	(0)	
第4階層	市町村市民税課税世帯	12,000	10,000	
第5階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	(11,000)	(9,000)	
第6階層		64,000円未満	19,000	
第7階層		64,000円以上 160,000円未満	24,000	
		160,000円以上 408,000円未満	29,000	
		408,000円以上	34,000	

()内は児童の所属する世帯が「母子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「その他世帯(要保護世帯等特に困難していると市長が認めた世帯)」である場合

【2人以上同時入所の場合】

第2階層から第4階層までの階層

ア 最も保育料が低い児童・・・保育料額表の額

イ ア以外の児童のうち

最も保育料が低い児童・・・保育料額表の額×0.5

ウ 上記以外の児童・・・無料

第5階層から第7階層までの階層

ア 最も保育料が高い児童・・・保育料額表の額

イ ア以外の児童のうち

最も保育料が高い児童・・・保育料額表の額×0.5

ウ 上記以外の児童・・・無料

乳幼児医療費助成 地域福祉課

就学前の乳幼児の医療費の一部を助成します。

平成15年度支給実績 1,493人 49,878千円

* 所得制限による受給権が無い者 280人程度

所得制限の廃止を検討します。

チャイルドシート購入助成 地域福祉課

チャイルドシートの購入に対し、1万円を上限に助成します。

幼稚園入園奨励補助 教育委員会学校教育課

入園料・保育料の一部を助成します。

就学援助 教育委員会学校教育課

小・中学校に就学する児童生徒の保護者（要保護世帯）に対し、その就学に必要な援助を行います。

2 地域における子育て支援

子育て支援のネットワークづくり

乳幼児を持つ親同士が自由に交流し、子育て情報の提供・悩みなどの相談等も行う場としての子育て支援センターを設置しています。また、地域にはちびっこクラブなどの自主的なサークルがあり、近年はこれらサークルのネットワーク化を目指した活動も取り組まれています。このように個々の機関・団体だけでは解決できない課題は多く、既存の機関・団体が子育てを支え合うネットワークをつくり、多様で迅速な対応を図ることができるような体制が求められています。

地域における子育てサービスの充実

本市における地域主体の活動を支えるために、子育て情報提供体制の整備・促進、子育て講座等の開催、子育てボランティアの養成、研修会の開催を進めることが必要ですので、地域組織活動（母親クラブ）育成費等を活用し、地域公民館と連携しての取り組みを検討します。

今後は、地域でのサークルの組織化、子育て支援センターの充実、ファミリーサポートセンター（ ）事業の取り組みを検討します。

さらに、アンケートでの要望が高い児童館の建設について検討します。

ファミリーサポートセンター事業

保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての手助けをしてほしい人と、手助けをしたい人が会員となって、お互いに助け合う会員組織です。



【図 4-2-3 相談相手・子育ての各種サービスの認知度】

	はい	いいえ	無回答
母親学級、両親学級、育児学級を知っている	79.4%	15.3%	5.4%
母親学級、両親学級、育児学級をこれまでに利用したことがある	42.9%	45.7%	11.4%
母親学級、両親学級、育児学級を今後利用したい	27.0%	57.5%	15.5%
保健センターの情報・相談サービスを知っている	69.0%	25.1%	5.8%
保健センターの情報・相談サービスをこれまでに利用したことがある	24.5%	62.8%	12.7%
保健センターの情報・相談サービスを今後利用したい	35.1%	48.9%	15.9%
家庭教育に関する学級・講座を知っている	36.5%	57.6%	5.9%
家庭教育に関する学級・講座をこれまでに利用したことがある	8.2%	77.6%	14.2%
家庭教育に関する学級・講座を今後利用したい	28.2%	55.6%	16.2%
教育相談・カウンセリングを知っている	50.7%	42.5%	6.9%
教育相談・カウンセリングをこれまでに利用したことがある	5.8%	79.3%	14.9%
教育相談・カウンセリングを今後利用したい	29.7%	52.8%	17.5%
地域子育て支援センターを知っている	67.9%	26.5%	5.7%
地域子育て支援センターをこれまでに利用したことがある	13.1%	73.8%	13.1%
地域子育て支援センターを今後利用したい	26.8%	57.3%	15.9%
家庭児童相談室を知っている	39.7%	54.2%	6.1%
家庭児童相談室をこれまでに利用したことがある	2.8%	82.7%	14.6%
家庭児童相談室を今後利用したい	20.9%	62.3%	16.8%
市が発行する子育て情報誌を知っている	69.7%	24.7%	5.6%
市が発行する子育て情報誌をこれまでに利用したことがある	34.0%	50.8%	15.2%
市が発行する子育て情報誌を今後利用したい	47.0%	35.5%	17.5%
児童館を今後利用したい	59.3%	32.1%	8.7%
ファミリーサポートセンターを今後利用したい	41.7%	48.9%	9.5%
つどいの広場を今後利用したい	50.7%	40.3%	9.0%

施策・事業

子育てサークル 地域福祉課

親子同士の交流を深めるため、子育て家庭が自由に集い、仲間づくりの輪が広がる活動を支援します。

【サークル数】 平成15年度 9サークル 100人
平成21年度 増やす（公民館1サークル以上）

【図 4-2-4 子育てに関するサークルなどの自主的な活動に参加しているか】

	回答数	構成比
現在参加している	64	9.0%
現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい	278	39.0%
現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない	347	48.7%
無回答	24	3.4%
計	713	100.0%

(就学前児童用アンケートから)

地域組織活動（母親クラブ）

地域の力で児童を健全に育成し、子育て家庭を地域全体で助け合うため、公民館と連携し、地域組織活動の育成を行います。

1クラブに対する活動費補助 年間189千円

【クラブ数】 平成15年度 9クラブ

平成21年度 12クラブ （すべての公民館で組織化）

子育て支援センター事業

育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、子育てに関する情報の発信、育児相談、発達相談、施設開放によるサークル支援、親同士の交流の促進などにより、育児不安の解消や子育て支援を行います。

【実施か所数】 平成15年度 2か所 平成21年度 6か所

【図 4-2-5 地域子育て支援センターの認知度について】

	知っている	利用した	今後利用したい
はい	539	157	295
いいえ	142	489	338
無回答	32	67	80
計	713	713	713

(就学前児童用アンケートから)

図書館（室）における読み聞かせ事業 社会教育課

子どもが健やかに成長していくうえで、本と出会い読書に親しむことは大切な意味をもつことから、保護者や乳幼児に絵本や紙芝居の読み聞かせを体験する機会を提供していきます。

【実施か所数】 平成15年度 13か所 平成21年度 増やす

児童館 地域福祉課

アンケートの施設要望で児童館（ ）の建設が多くあります。雨が降って公園など外で遊べない場合は勿論、遊びを通して子どもが健やかに成長していく拠点として重要な施設です。

【実施か所数】 平成15年度 0か所 平成21年度 1か所

【図4-2-6 児童館の利用希望について】

児童館を今後利用したい (回答数 1512)	就学前	小学生	計	回答率
はい	468	428	896	59.3%
いいえ	200	285	485	32.1%
無回答	45	86	131	8.7%

児童館

健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設で、「児童厚生員」を配置し、遊びにより子どもの成長を支援するとともに地域社会における健全育成活動の中心となります。長門市に現在ある児童館は保育型児童館と呼ばれるものであり、本計画でいう児童館とは異なります。

3 仕事と家庭生活の充実

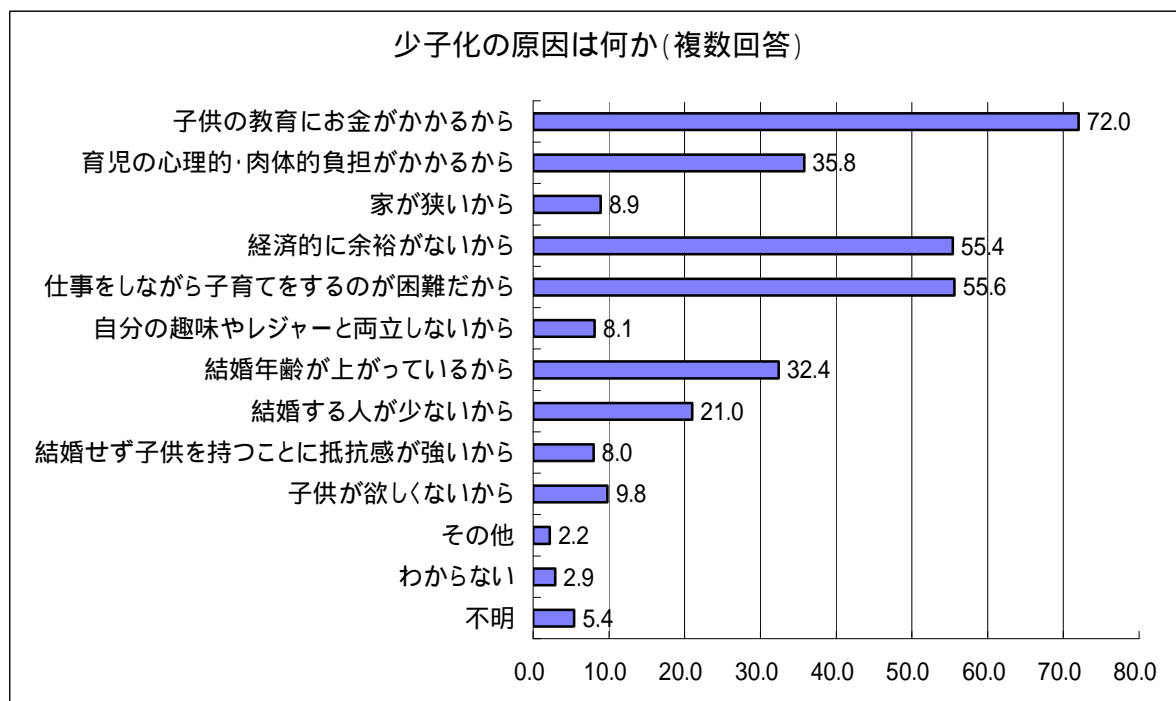
これまでは、育児や家事の多くを女性が担うことが当たり前といった考えから、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルについての価値観の多様化に伴い、「家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立する」ことを望む人が増えています。

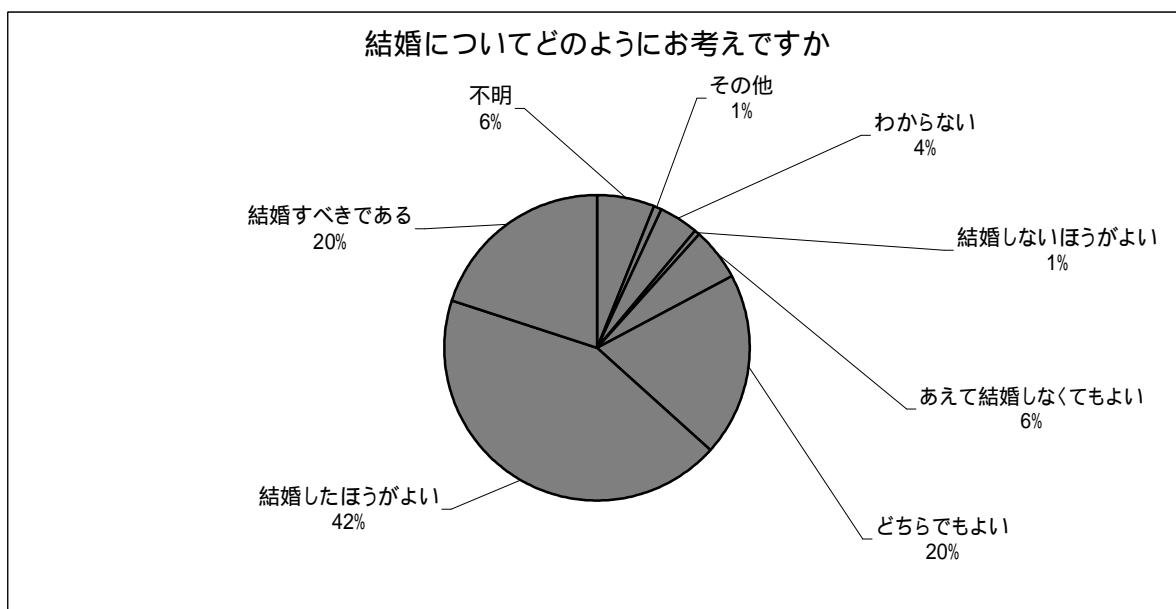
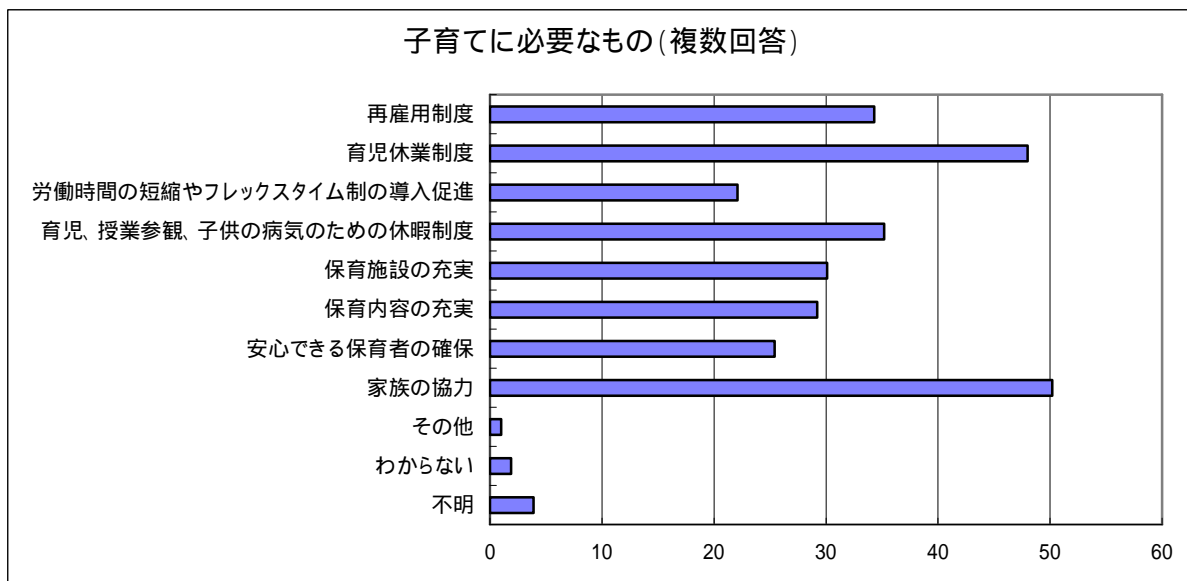
しかし、近年の厳しい経済情勢から、特に若い世代の安定的な就労が難しい状況もあり、若い世代が安心して家庭を築き、子どもを産み育てるようになるためには、安定就労を促進するための施策が求められます。

今後、男女がともに家庭生活における役割を担うことの意識啓発を推進するとともに、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が出来るよう、労働者、事業主等の意識改革を推進します。

【図 4-2-7 男女共同参画市民意識調査】

（平成 13 年調査：20 歳以上男女約 1000 名を対象に調査）





施策・事業

少子化対策普及啓発事業 地域福祉課

少子化問題や子育て支援の必要性に対する市民や企業の理解の促進と社会的関心が高まるよう、講演会等を開催する。

【開催回数】 平成17年度から毎年1回

市内企業・事業所に対する啓発事業 商工観光課・地域福祉課

仕事と出産・育児の両立が可能な職場づくりに向けて、企業・事業所に対して長時間労働の是正、育児休業の取得促進等、少子化対策に対する理解と協力を求めています。

4 多様なニーズに即応した保育サービスの充実

増大する保育ニーズへの対応

市内の保育施設は、現在公立13園、私立1園に加えて、幼稚園1園と児童館（保育型）2館の計17施設がありますが、各施設とも耐用年数を大きく超えて老朽化が著しく、施設の整備が緊急の課題になっています。

一方、近年の少子化の進行等により入所人員が低下しており、各施設の定員を調整していますが、定員割れが続いています。

しかし、公立保育所の運営は補助金制度から地方交付税（ ）措置に切り替わるなど、公立保育所の運営そのものが危ぶまれる財政状況になっており、効果的・効率的な運営が重要になっています。

こうした状況に対応するため、施設の統廃合・適正配置（民営化を含む）を推進することにより、充足率の向上と保育環境の改善に努めます。

地方交付税

地方交付税とは、本来地方税として集められるべき税の一部をいったん国税として集め、すべての県や市町村が必要な財源を確保できるように、再配分する制度です。すべての県や市町村が、ひとしくかつ適切な水準で自主的に行政サービスを行うために必要な経費について、国税の一定割合をその総額として、国が交付します。

【図 4-2-8 保育園・児童館等建物の各施設別定員と利用状況、建築年、構造、経過年数
及び保育所児童一人当たりの月額経費一覧】

園名	定員	15年度 児童数(3/1)	建築年	構造	経過年数	H15 児童1名当 たり月額経費
通	30	21	S40	木造	39	151,248
東深川	150	126	S49	鉄筋	30	83,916
西深川	50	44	S31	木造	38	95,712
向陽	45	41	S15	木造	64	104,858
みずゞ	75	55	H15	木造	1	68,461
三隅	150		H16	木造	0	
日置	120	120	S49	鉄骨	30	50,904
黄波戸	45	38	S53	鉄筋	26	84,430
菱海	90	75	H6	鉄筋	10	83,915
伊上	30	11	S29	木造	50	212,893
宇津賀	20	16	H2	鉄筋	14	163,678
久津	30	15	S61	鉄筋	18	231,272
大浦	30	15	S48	鉄骨	31	184,291
川尻	20	8	S47	鉄骨	32	319,237

H15 児童1名当たり月額経費は、各保育園の運営費
実支出額を初日入所延累計児童数で除したものの。

施策・事業

保育所等整備事業

長門地区の西深川（定員 50 名）・向陽保育園（定員 45 名）を統合、油谷地区から三隅地区を通る広域農道沿いに、子育て支援センター・一時保育・延長保育等の保育サービスの提供、乳児保育に十分に対応できるよう看護師を配置、療育センターを併設し、市の中心的な保育園（定員 120 名）として、平成 18 年度から開設を予定しています。

多様な保育ニーズへの対応

女性の社会進出が進み、女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっており、乳児保育や保育時間の延長、一時保育等保育サービスのニーズも多様化しています。

女性の就労傾向は今後もますます高まることが予想されますので、子育てと仕事が両立できる働きやすい環境づくりが求められています。

【図4-2-9 保育関連事業取り組み及び21年度までの実施（目標）予定】

園名	土曜 終日	開所時間	延長 保育	0才 児保 育	一時 保育	休日 保育	子育て 支援セ ンター
通		7:30～18:00	×		×	×	×
東深川		7:30～18:30	×			×	
西深川		7:30～18:00	×	×	×	H21	H18
向陽		7:30～18:00	×	×	×	H21	H18
みずゞ		7:15～19:00			×	×	
俵山幼稚園	×	8:30～16:45	×	×	×	×	×
渋木児童館	×	8:30～16:45	×	×	×	×	×
青海島児童館	×	8:30～17:30	×	×	×	×	×
三隅		7:30～19:00				×	
日置		7:45～18:00	H21	×		H21	H17
黄波戸		7:45～18:00	×	×		×	×
菱海		8:00～18:00	×	×		×	×
伊上		8:00～18:00	×	×	×	×	×
宇津賀		8:00～18:00	×	×	×	×	×
久津		8:00～18:00	×	×	×	×	×
大浦		8:00～18:00	×	×	×	×	×
川尻		8:00～18:00	×	×	×	×	×

留守家庭児童対策事業（児童クラブ）

保護者の就労等による留守家庭児童を、学校の空き教室などを活用し、遊びなどの指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を推進します。

【実施か所数】 平成15年度 4か所 平成21年度 6か所

保育サービスの質の向上

保育所は、安心して子どもを預けられる施設であることは勿論のこと、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすことから、決め細やかで質の高い保育サービスが求められています。

このためには、職員個々の専門性を高めることが必要であり、県、保育協会等が開催する研修会への積極的な参加を促進します。

また、苦情解決制度の適切な運用、保育サービスの質についての自己評価に加えて外部評価制度の導入についても検討します。

保育所職員の研修 保育の技能向上には対外的な研修が不可欠、勤務及び研修に参加できる人員配置を行います。

16年度 職員 年2回

21年度 職員 年3回 臨時職員 年1回

苦情処理制度の確立 13年度から制度化 処理体制の充実を図ります。

16年度 事例なし 21年度 受付体制の充実

保育所評価制度の導入 アンケート等からも、保育サービスについてはおおむね満足と判断できますが、さらなる改善を目指し、第三者評価を導入し、保育所を客観的に評価することが必要です。

16年度 未実施 21年度 4園

【図 4-2-10 保育所に対する満足度について～その 1】

	施設・ 環境	人 員 体 制	保 育 内 容	行 事	食 事	病 気 対 応	情 報 伝 達	相 談 対 応	要 望 対 応
大 変 満 足	91	115	165	152	174	132	119	91	86
ほ ぼ 満 足	261	274	251	263	240	279	257	280	298
や や 不 満	95	69	45	42	43	45	74	79	64
大 変 不 満	18	8	4	7	7	7	15	11	15

【図 4-2-11 保育所に対する満足度について～その 1】

	利用者間のネットワークづくり	安全対策	衛生対策
大変満足	60	97	99
ほぼ満足	265	304	312
やや不満	121	55	41
大変不満	15	8	9

【図 4-2-12 《特定14事業》における目標設定について】

長門市		H16 実施予定	H21 目標	増加数
通常保育事業	定員	846	874	28
延長保育事業	箇所数	1	6	5
	定員	6	135	129
夜間保育事業	箇所数	0	0	0
	定員	0	0	0
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	箇所数	1	1	0
	定員	30	58	28
休日保育事業	箇所数	0	3	3
	定員	0	85	85
放課後児童健全育成事業	箇所数	4	6	2
	定員	130	197	67
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(派遣型))	年間延べ派遣回数	0	1	1
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	箇所数	1	1	0
	定員	1	2	1
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	箇所数	1	1	0
	定員	1	1	0
一時保育事業	箇所数	1	6	5
	定員	1	7	6
特定保育事業	箇所数	0	3	3
	定員	0	3	3
ファミリーサポートセンター事業	箇所数	0	1	1
地域子育て支援センター事業	箇所数	2	6	4
つどいの広場事業()	箇所数	0	1	1

つどいの広場事業

家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっているなか、子育て中の親の孤立感や子育てへの負担感の解消を図るため、商店街の空き店舗等のスペースを利用し、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する事業

5 特別な援助を要する家庭への支援

ひとり親家庭への支援-

山口県母子・父子世帯等実態調査によると、母子世帯数は昭和41年の調査開始以降増加を続けており、父子世帯は昭和62年以降横ばい傾向にあります。

行政に対する要望事項としては、母子・父子世帯とも「子どもの養育費の援助」、「各種年金、手当の充実」が上位を占めています。

また、山口県において平成16年度中に「母子家庭自立支援計画」が策定され、母子家庭の自立のための支援策が推進されます。

このことから、母子家庭については就業支援による経済基盤の確立、父子家庭については日常生活支援を行い、ひとり親家庭の子どもの福祉の充実を図るよう努めます。

施策・事業

母子緊急一時保護事業

配偶者からの暴力等により、緊急に母子の保護が必要な場合、一時的に施設に保護し、自立更生を図る事業（県事業）

母子家庭等日常生活支援事業 地域福祉課

母子・父子家庭及び寡婦が、就学等の自立支援のために必要な事由や疾病等により一時的に生活援助が必要な場合に、その生活を支援するものを派遣し、生活の安定を図ります。

母子福祉資金貸付事業 地域福祉課

母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金（13種類）を貸付ける。

児童扶養手当 地域福祉課

父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に、児童が18歳に到達した年度末まで支給します。

母子家庭等医療費助成 地域福祉課

母子家庭等の母と子に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。

【助成内容】 平成15年度 456人 15,704千円 平成21年度 継続

母子家庭等の児童の通学費の助成 地域福祉課

母子家庭及び生活困窮家庭における児童の通学に要する運賃の一部を助成し、母子家庭等の経済的自立並びに児童の就学の助成を図ります。

【助成内容】 平成15年度 4人 316千円、平成21年度 継続

障害・発達に遅れのある子どもへの支援

障害や発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期からの早い段階の発見と療育や治療、学校への進学、社会人への移行など、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制が求められています。

近年では、学習障害（LD 1）や注意欠陥／多動性障害（AD／HD 2）、高機能自閉症（3）など、療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられています。

現在、本市では乳幼児健診、学校検診での早期発見に努め、デイケア事業の「のぞみ教室」や仙崎小学校の「ことばの教室」の開催、支援費制度を中心とした居宅支援サービスなどを実施していますが、子どもの成長に応じて各関係機関が連携し関わる仕組みづくりが課題となっています。

乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一貫した相談支援体制を充実させるため、保健・医療・療育・福祉・教育関係機関などにおいて、連携の強化を図ります。

また、その子どもが、居住する身近な地域において、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、「生きる力」の育成を図り、他の子どもたちと共に互いを認め合い、地域社会の中で充実した生活を送ることができるよう支援します。

1 学習障害（LD：learning disabilities）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

2 注意欠陥・多動性障害（AD/HD）

注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われています。単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがない、多弁で時間や物の管理ができないなどが主な特徴です。

3 高機能自閉症

自閉症は、主に「社会性」「言語やコミュニケーション」「想像力」の三つに分野で障害がみられます。ただ、近年の研究で、障害にもいろいろな程度があることが分かり、軽度なものを「高機能自閉症」、軽度なうえに幼いころの言語の遅れが少ないケースを「アスペルガー症候群」と分類することが多い。

施策・事業

児童居宅介護等事業(ホームヘルプサービス) 高齡障害課

障害によって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護など、ホームヘルパーによる日常生活の支援を行います。

【助成内容】 平成15年度 1人 263千円 平成21年度 継続

障害児(者)地域療育等支援事業 高齡障害課

在宅の障害児(者)の地域生活を支援するため、身近な地域で相談や療育指導が受けられるよう、専門の職員を配置し、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行います。

児童短期入所事業(ショートステイ) 高齡障害課

障害のある児童を介護している方が、一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れを癒やす場合などに、障害のある児童を一時的に施設で預かり、介護者の負担の軽減を図ります。

重度障害児日常生活用具給付等事業 高齡障害課

重度の障害のある児童に対し、日常生活を容易にするため、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

身体障害児補装具給付事業 高齡障害課

在宅の身体に障害のある児童に対し、日常生活を補う補装具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

障害児福祉手当 高齡障害課

在宅の重度障害児に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。

特別児童扶養手当 地域福祉課

精神又は身体に障害のある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

山口県心身障害児総合療育機能推進事業

心身に障害または疑いがある乳幼児について、療育相談に応じ適切な助言・指導を行うとともに、医療機関および療育機関において治療及び療育を行うことにより、その障害の除去または軽減を図ります。

長門地区総合療育システム推進会議が年2回、長門地区心身障害児療育相談会が年4回開催されています。

心身障害児デイケア推進事業 高齢障害課

在宅の障害のある幼児が保護者とともに通所し、小集団保育や個別指導を通じ、日常生活訓練等を行うことにより、障害児の成長発達の促進を図り、子どもとともに保護者の精神面のサポート等に努めます。

【実施施設】 平成16年度 のぞみ教室 平成21年度 療育センター建設

障害児保育 地域福祉課

保育に欠ける心身に障害のある児童を認可保育園に入園させ、健常児と共に集団保育を行うことにより、障害児の成長発達の促進を図ります。

【受け入れ可能施設】平成16年度 公立保育所100% 平成21年度 100%

重度心身障害者医療費助成 地域福祉課

重度の障害者（児）に対し、保健の向上と福祉の保持増進を図るため、医療費の一部を助成します。

特別支援教育の整備推進 学校教育課

特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、きめ細かな支援を行うことができるよう、人的な配置を行います。

【設置学校数の割合】 平成16年度 75% 平成21年度 100%

基本目標3 次代を担う子どもの自立を育む人づくり

今日の子どもたちは、物質的にも恵まれ、家族や周囲の大人たちから大切にされていますが、その反面、家族で過ごす機会や子ども同士が集団でふれあう場が少なくなり、人間関係をつくる力が弱まり、社会性の不足や規範意識が希薄になっているといわれています。

また、少子化という環境にあって、乳幼児と接する経験が少なく、育児に関する経験や知識に乏しいまま大人になり、親となる若者も増えています。

本市では、学校教育において、男女が協力して家庭を築くための教育や、幼稚園・保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい、交流を図る活動を行っています。さらに、「子ども会育成連絡協議会」などと連携し、ジュニアリーダー（ ）養成事業を実施し、団体活動を基本とした様々な体験活動を通じて、子どもの社会性を養う取り組みも行っています。

子どもたちが、心身ともに調和の取れた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくためには、子ども自身が生きる力を多くの人々とのかかわりの中で身につけ、周囲の大人も子どもたちを見守り支える気運を高めていく取り組みが大切です。

ジュニアリーダー

市内の高校生が、キャンプや野外活動を企画・運営したり、子ども会の協力・ボランティア活動を行うことをいいます。集団活動やボランティア活動の楽しさを経験することにより、責任感・連帯感・社会性を養い、又、リーダー自身の自主性・自発性を尊重することにより、「リーダー活動」をする際に必要な知識・技能の習得を目的としています。

1 子どもの権利を尊重する取り組み

「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての子どもの基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年（平成元年）に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」の確保、すなわち、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが、大人の義務としてうたわれています。

しかし、いまだに世界各地では、貧困や飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などが頻発し、又、日本においても、いじめや不登校、援助交際、児童の性を露骨に表現したポルノグラフィなど、子どもを取り巻く問題はますます深刻化しています。

わが国は、1994年（平成6年）の批准・発効以降、立法措置や行政措置などにより子どもを守るための対策を進めてきています。

未来を担う子どもたちを守るために、「長門市子どもの権利条例（仮称）」を制定について研究するとともに、市民の意識の向上に努めます。

施策・事業

「子どもの権利条例（仮称）」制定

長門市の未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育むため、「子どもの権利条例（仮称）」制定について、広く市民論議を高めます。

子ども市議会 社会教育課

未来を担う子どもたちに長門市のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条約の意見表明権などを体現する場として位置付けることを検討します。

【開催回数】 平成16年度 1回（小・中学校隔年） 平成21年度 継続

2 子どもを見守る地域の連携

長門市では、子どもたちの社会性や主体性を育み、健全に育成していくために、学校・保護者会・自治会などの関係団体が連携し、各地区に青少年育成市民会議を設け、有害な商品の陳列方法の改善や酒・タバコ等の販売規制を依頼するなど、青少年の健全育成・非行化防止の推進に取り組んできました。

さらに、子どもに対する虐待が大きな社会問題になっていることから、地域ぐるみで予防・防止等の活動を展開するために、萩児童相談所と連携し、児童虐待ネットワーク協議会を設置して、地域のネットワークを進めています。

しかし、児童福祉法が改正され、平成17年度から市が取り扱う相談は、虐待を受けた児童に関するものに限られるものではなく、障害児や非行児童の福祉に関する相談等、子どもに関するあらゆる種類の相談に対応することになり、これらの事務を適切に行うために必要な職員の人材の確保及び資質の向上など体制の整備に努め、今後一層の取り組みを強化することが求められています。

施策・事業

青少年育成市民会議 社会教育課

「育てよう、子どものこころ、守ろう子どものいのち」というスローガンを掲げ、関係機関・団体と連携し、青少年にとって好ましくない環境の浄化活動の推進や青少年の犯罪及び被害防止の推進を図ります。

青少年問題協議会 社会教育課

教育委員会の付属機関として、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立及び実施をしていくために必要な事項の調査審議を行い関係行政機関への連絡調整を図ります。

家庭教育学級事業 社会教育課

PTAを対象に家庭教育学級を開設することにより「家庭」がすべての教育の出発点と言われるゆえんを再認識し、家庭の協力の回復向上に努めます。

児童虐待防止ネットワーク協議会 地域福祉課

児童福祉法の改正に基づき、子どもに関するあらゆる相談等に対応するため、児童虐待防止ネットワーク協議会を改め、児童福祉法第25条に定める要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。

3 子どもに関する相談・支援体制の充実

長門市では、虐待、非行、不登校、いじめ等様々な問題を抱えている子どもや家庭に対して、教育委員会の「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」、「子どもと親の相談員」、福祉事務所の「民生・児童委員」、「家庭児童相談員」、「母子自立支援員」、保健センターの「保健師」等が、電話、面接、訪問などにより相談・支援を行ってきました。

今後は、これらの相談員や関係機関などがより一層の連携をとりながら、相互に情報の収集・提供や協力ができるネットワーク化を推進します。

施策・事業

不登校児童生徒支援事業 学校教育課

不登校児童・生徒の将来の社会的自立に向けて、学校復帰等のきっかけづくりなど一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

スクールカウンセラー設置事業 学校教育課

県教育委員会からの派遣を受け、市内の中学校において、生徒へのカウンセリング及び教職員・保護者への指導助言、相談業務を行います。

教育相談事業 学校教育課

いじめや不登校の問題に臨床心理士である相談員が専門性を生かして対応し、関係諸機関と連携して問題解決にあたります。

心の教室相談員設置事業 学校教育課

地域の人材が中学生の心の相談に応じます。

子どもと親の相談員設置事業 学校教育課

児童や保護者を対象とした相談員を小学校に配置し、問題行動の早期発見・早期対応します。

家庭児童相談員の配置事業 地域福祉課

児童問題の相談窓口として、福祉事務所に家庭児童相談員1人を配置することにより、関係機関・団体との連携・調整を図りながら問題解決にあたります。

里親育成事業 地域福祉課

家庭で養育できない事情のある子どもを自宅で養育する里親制度の普及啓発を図る。

【登録里親数】 平成16年度 2組 平成21年度 4組

4 多様な体験機会の拡大

今日の子どもたちは、物質的にも恵まれ、周囲からも大切にされていますが、一方で、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で行動する体験が減少し、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会性の不足や規範性が希薄になっていることが指摘されています。

子どもたちが、心身ともに調和の取れた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供します。

施策・事業

教育委員会・公民館での行事

- ・ 地域子ども教室
- ・ 子どもキャンプ大会
- ・ 青少年体験活動
- ・ ボランティア活動
- ・ 支援センター
- ・ スポーツ少年団活動

水辺の教室 環境生活課

夏休み期間中に、小学生高学年を対象として、川にすむ虫などの小動物を観察することにより、きれいな川や汚染された川について調べ、環境問題への理解を深める。

【事業実施回数】 平成16年度 6校107人 平成21年度 増やす

魅力ある学校づくり

少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会を少なくし子どもへの過干渉・過保護といった負の側面をもたらし、地域によっては複式学級や単独での学校運営が難しくなり、統廃合といった困難な重たい課題に直面しています。

このような中で、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、学校週5日制や新学習指導要領の改訂が実施され、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成することが学校教育の重要な課題となっています。

学校では、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、家庭や地域と連携・協働ながら、社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちの「生きる力」を育みます。

施策・事業

長門市幼児教育振興プログラムの策定 学校教育課

少子化、過疎化、核家族化など幼児や家庭をとりまく社会環境の変化に対応するため、幼稚園における 幼児教育機能の充実、 預かり保育等保育機能の充実、 教育相談等子育て支援の強化、 保育所や小学校との連携などに関する新たな教育計画を、平成 18 年度を目途に策定します。

学校適正配置事業 教育委員会総務課

少子化が進み児童生徒数が減少していく中、良好な教育環境を確保するため、市内小中学校の学校適正配置計画を、平成 18 年度を目途に策定します。

学校施設整備事業 教育委員会総務課

児童生徒が学習する場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場である学校を改善・充実するため、施設の新増改築や大規模改造等を計画的に進めていきます。

地域に開かれた学校づくりの推進 学校教育課

総合的な学習の時間等において、地域の人材を積極的に活用した教育活動を支援するとともに、開かれた特色ある学校づくりに関する実践的な研究を行います。

学校評議員制度の活用 学校教育課

学校が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の情報等を提供するなど、開かれた学校づくりを進めるため、地域住民や保護者等の中から学校評議員を委嘱します。

少人数指導や習熟度別学習の実施 学校教育課

各学校において「生きる力」を育むために、これまで以上に一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図ることが必要であり、そのための授業改善の方法の一つとして、少人数指導や習熟度別学習を実施します。

教育相談 学校教育課

来所及び電話相談・訪問相談により、不登校や特別支援教育に係わる相談をはじめ、様々な教育相談に応じます。

公開講演会 学校教育課

一般市民や教職員を対象に、教育に関する今日的テーマに沿って公開講演会を開催します。

【参加者数】 平成16年度 6回 760人 参加

福祉教育指定校事業 学校教育課

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、長門市社会福祉協議会が実施する福祉教育指定校事業に協力します。

【指定校数】 平成16年度 5校

心の教育充実支援事業 学校教育課

金子みすゞをはじめとした地域の教育素材を活用して「心の教育」を推進するとともに道徳教育の充実に努めます。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1 快適な生活空間の整備

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても安心して外出できる、安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

ニーズ調査において、子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、「歩道の段差」や「交通機関・建物」「トイレ」など、移動に伴って必要な施設・設備面での配慮がなされていないと感じています。

また、子育て中の多くの保護者が、「雨の日に遊ぶことができる場所がない」、「近くに遊び場がない」と感じており、遊び場の環境整備が課題となっています。

今後とも、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めるために、公共的施設を中心に、子育て家庭に配慮したまちづくりを進めていきます。

【図 4-4-1 家の近くの子どもの遊び場について日ごろ感じていること】

項 目	回答数	構成比
近くに遊び場がない	305	19.7%
雨の日に遊べる場所がない	423	27.4%
思い切り遊ぶために十分な広さがない	114	7.4%
遊具などの種類が充実していない	136	8.8%
不衛生である	39	2.5%
いつも閑散としていて寂しい感じがする	65	4.2%
遊具などの設備が古くて危険である	45	2.9%
緑などの自然が少ない	34	2.2%
遊び場やその周辺的环境が悪くて、安心して遊べない	29	1.9%
遊び場周辺の道路が危険である	125	8.1%
遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がない	115	7.4%
その他	23	1.5%
特になし	71	4.6%
無回答	21	1.4%
計	1,545	100.0%

【図 4-4-2 子どもとの外出の際に、困ることや困ったこと】

項 目	回答数	構成比
歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること	127	9.1%
歩道の段差などが自転車の通行の妨げになっていること	46	3.3%
交通機関や建物が子ども連れでの移動に配慮されていないこと	90	6.4%
緑や広い歩道が少ない街並みにゆとりとうるおいがないこと	91	6.5%
トイレが親子での利用に配慮されていないこと	257	18.4%
小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	207	14.8%
買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	228	16.3%
暗い通りや見通しのきかないところが多く、犯罪の被害にあわな いか心配であること	107	7.7%
荷物や子どもに手を取られて困っているときに、手を貸してくれ る人が少ないこと	43	3.1%
周囲に人が子ども連れを迷惑そうに見ること	26	1.9%
その他	27	1.9%
特に困ること・困ったことはない	109	7.8%
無回答	38	2.7%
計	1,396	100.0%

施策・事業

公的住宅の供給 建設課

市営住宅の募集時において、母子世帯等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を設けており、今後、その拡大について検討を進めます。

公園の整備 都市計画課・総合支所

長門市には、遊び場以外の面積の大きい公園は 17 ヶ所あり、市民の憩いの場として広く親しまれ、また、大型遊具なども整備されおり多くの子どもたちが利用しています。

公園は、環境保全、防災、景観形成など緑がもつ様々な機能があり、これの保全育成とともに、遊具等の設備の適正管理に努め、楽しく安心して利用できる公園づくりを進めます。

遊び場の整備 地域福祉課

幼児・児童の遊び場として、地域内の身近なところに安心して気軽に利用できる遊び場の整備が必要です。

用地の確保、維持管理体制など課題がありますが、計画的に整備を進めます。

【遊び場数】 平成16年 36ヶ所 平成21年度 増やす

【図 4-4-3 長門市内遊び場一覧】

通地区	通保育園	西深川地区	川西住宅児童公園
	通児童遊び場		後が迫市営住宅
	通住吉神社境内遊び場		上川西市営住宅
仙崎地区	青海島児童館	深川湯本地区	立野市営住宅
	青海児童遊び場		向陽保育園
	仙崎児童公園		小河内児童遊び場
	鳥越多目的広場		小河内公園児童遊び場
	白瀧多目的広場	渋木地区	渋木児童館
	小浜市営住宅		山小根児童遊び場
	長門市総合公園	俵山地区	木津児童遊び場
東深川地区	東深川保育園		俵山児童遊園
	江良児童遊び場		俵山幼児園
	正明市児童遊び場	油谷地区	ちびっこ広場
	田屋後田公園		油谷町総合運動公園
	駅南児童公園		妙見山展望公園
西深川地区	西深川保育園		稲石農村公園
	境川児童遊び場	日置地区	日置総合運動公園
	西深川児童公園	三隅地区	三隅総合運動公園

福祉のまちづくり条例 地域福祉課

すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる、人にやさしいまちを目指すための「福祉のまちづくり条例」の制定について研究します。

2 子どもの安心・安全の確保

近年、子どもが被害者となる痛ましい事件が多発しており、長門市においても、幼児・児童・生徒が「不審者から声をかけられた」、「知らない人に抱きつかれた」などの事例が発生しています。

学校などにおいては、施設の安全対策を進めるとともに、保護者、地域、警察等との連携や協力による防犯教室を開催するなどの安全指導の取組みを進めています。

また、「子ども110番の家」など、子どもを守る地域の取組みも行われており、今後関係者の連携を一層強化し、地域ぐるみで子どもの安全を守るための取組みを推進します。

施策・事業

チャイルドシート購入助成事業 地域福祉課

平成12年4月1日から着用を義務付けられたチャイルドシートの購入者に対し助成を行うことにより、着用の徹底を促進し、併せて子育て家庭の福祉の増進を図ります。

通学路安全対策事業 社会教育課・学校教育課

児童・生徒の登下校時等の安全を図るため、行政・地域・学校・保護者等関係者が協力して、危険箇所の点検や環境の改善について協議し、登下校時等の安全対策を進めます。

学校施設等安全対策の推進 教育総務課・学校教育課・地域福祉課

学校等の施設や周辺の安全点検、危機管理マニュアルの作成、警察・消防等との協力による防犯・火災訓練の実施などにより、学校や保育園等の安全対策の推進を図ります。

次世代行動計画事業等目標数値総括表

1. 基本目標別の主要な施策

基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり

(1) 安全な妊娠・出産への支援

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	➤	平成 21 年度目標
-------------	----------	---	------------

妊婦一般健康診査

受診率

妊娠前期	93.3%	100%に近づける
妊娠後期	87.4%	100%に近づける

貧血の割合

妊娠前期	13.1%	減らす
妊娠後期	57.9%	減らす

妊婦学級

初妊婦の受講率	52.1%	増やす
妊婦の飲酒率	18.0%	0 に近づける
妊婦の喫煙率	8.1%	0 に近づける

(2) 育児不安の軽減と虐待予防への支援

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	➤	平成 21 年度目標
-------------	----------	---	------------

訪問指導

第1子訪問実施率	75.0%	増やす
----------	-------	-----

乳幼児健康診査

受診率

3 か月児	97.4%	100%に近づける
7 か月児	96.8%	100%に近づける
1 歳 6 か月児	95.7%	100%に近づける
3 歳児	96.8%	100%に近づける

(3) 子どもと母親への健康支援

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	➤	平成 21 年度目標
-------------	----------	---	------------

乳幼児一般健康診査

子どもの顔を見るとほっと

心がなごむ親の割合	95.8%	100%に近づける
育児に参加する父親の割合	72.3%	増やす

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
-------------	----------	------------

予防接種接種率

麻しん

1 歳 6 か月までの接種率	84.1%	90.0%
----------------	-------	-------

B C G

1 歳までの接種率	89.8%	95.0%
-----------	-------	-------

三種混合

1 歳 6 か月までの接種率	90.3%	増やす
----------------	-------	-----

ポリオ

65.2%	増やす
-------	-----

風しん

55.6%	増やす
-------	-----

日本脳炎

71.4%	増やす
-------	-----

育児学級

実施回数 28回	451人	受講人数を増やす
----------	------	----------

幼児歯科健康診査

受診率

1 歳 6 か月児	95.7%	100%に近づける
-----------	-------	-----------

3 歳児	97.2%	100%に近づける
------	-------	-----------

むし歯予防教室

実施回数	6回	増やす
------	----	-----

生活習慣病予防の啓発

学校保健委員会等への出席回数

10回	増やす
-----	-----

小学生の肥満の割合（ローレル指数 160 以上）

男子	10.1%	減らす
----	-------	-----

女子	5.4%	減らす
----	------	-----

中学生の肥満の割合（ローレル指数 160 以上）

男子	6.0%	減らす
----	------	-----

女子	8.0%	減らす
----	------	-----

8020 歯っぴいママ歯科検診

受診者数	145人	継続
------	------	----

乳がん検診

受診率	6.7%	増やす
-----	------	-----

子宮がん検診

受診率	14.2%	増やす
-----	-------	-----

骨粗しょう症検診

受診率	737人	増やす
-----	------	-----

基本目標 2 子育てを支援する仕組みづくり

1 経済的支援の取り組み

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
児童手当		新 所得制限の廃止
乳幼児医療費助成		
対象者	1,493 人	新 所得制限の廃止
支給実績	49,878,000 円	
チャイルドシート購入助成	未実施	新 1 万円を上限に助成

2 地域における子育て支援

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
子育てサークル		
団体数	9	増やす
会員数	約 100 人	増やす
地域組織活動（母親クラブ）		
組織数	9	12
子育て支援センター		
実施箇所数	2	6
図書館における読み聞かせ事業		
実施回数	13 回	増やす
児童館		
箇所数	0 箇所	新 建設を検討

4 多様なニーズに即応した保育サービスの充実

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
通常保育事業		
定員	846 人	874 人
延長保育事業		
箇所数	1	6
定員	6 人	135 人
子育て短期支援事業		
ショートステイ	1 人	1 人
トワイライトステイ	1 人	1 人
休日保育事業		
箇所数	未実施	3
利用人数	未実施	85 人

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）		
箇所数	4	6
定員	130人	197人
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 施設型		
箇所数	1	1
利用人数	1	2
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後時保育） 派遣型		
年間延べ派遣回数	0	1
一時保育事業		
箇所数	1	6
利用人数	1	7
特定保育事業		
箇所数	未実施	3
利用人数	未実施	3
つどいの広場事業		
箇所数	未実施	新 設置を検討
苦情処理制度の確立		
事例なし		処理体制の充実を図る
保育所評価制度の導入		
未実施		4園
5 特別な援助を要する家庭への支援		
現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
母子家庭等医療費助成		
助成内容		
対象者	456人	継続して実施
助成金額	15,704,159円	継続して実施
母子家庭の児童の通学費の助成		
助成内容		
対象者	4人	継続して実施
助成金額	315,350円	継続して実施
児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）		
助成内容		
対象者	3人	継続して実施
助成金額	372,890円	継続して実施
特殊学級の整備促進		
設置学校数の割合	18校	継続して実施
設置学級数	19学級	継続して実施

基本目標 3 次代を担う子どもの自立を育む人づくり

1 子どもの権利を尊重する取り組み

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
こども議会		
開催回数	1 回	継続して実施

3 子どもに関する相談・支援体制の充実

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
里親育成事業		
登録里親数	2 組	4 組

4 多様な体験機会の拡大

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
水辺の教室		
実施校数	6	増やす
参加人数	1 0 7	増やす
公開講演会		
実施回数	6 回	8 回
参加人数	7 6 0 人	1, 0 0 0 人

基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

現在取り組んでいる事業	平成 15 年度	平成 21 年度目標
遊び場の整備		
遊び場数	3 6 箇所	増やす